

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市東植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）高柿地区）を行うことについて令和元年5月17日認可した。

令和元年5月24日

香川県知事 浜 田 恵 造